

令和6年能登半島地震により被害を受けられた方へ（所得税及び復興特別所得税関係）の正誤表

○訂正箇所（下線を付した箇所が訂正箇所です。）

正	誤
<p>1 ページ 1 ①注書</p> <p>（注） 令和<u>5</u>年分の所得税等、個人事業者の消費税及び地方消費税などの申告・納付期限が延長されています。</p>	<p>1 ページ 1 ①注書</p> <p>（注） 令和<u>6</u>年分の所得税等、個人事業者の消費税及び地方消費税などの申告・納付期限が延長されています。</p>